

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、最近の計算期間又は営業期間の末日における貸借対照表に計上した額（信託契約期間の開始日後最初の計算期間又は投資証券の発行者の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の本所が適当と認める額）によるものとする。<u>ただし、「運用資産等の総額」及び「資産総額」には、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第3号ロに規定する資産の額を含まないものとする。</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> | <p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、最近の計算期間又は営業期間の末日における貸借対照表に計上した額（信託契約期間の開始日後最初の計算期間又は投資証券の発行者の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の本所が適当と認める額）によるものとする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> |
| <p>6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第3号に規定する「本所が定める基準」は、次のaからoに掲げる区分に応じ、当該aからoに定めるものとする。この場合において、3. (1) <u>本文</u>の規定はこの(2)に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3. <u>(5)</u>の規定は、「純資産総額」について、それぞれ準用する。</p> <p>a～o (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> | <p>6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第3号に規定する「本所が定める基準」は、次のaからoに掲げる区分に応じ、当該aからoに定めるものとする。この場合において、3. (1)の規定はこの(2)に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3. <u>(4)</u>の規定は、「純資産総額」について、それぞれ準用する。</p> <p>a～o (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> |

10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条関係）

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.（1）本文の規定はこの10.に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.（5）の規定はこの10.に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

（1）～（4）（略）

付 則

この改正規定は、平成27年6月16日から施行する。

10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条関係）

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.（1）の規定はこの10.に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.（5）の規定はこの10.に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

（1）～（4）（略）